

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業経営にあたり、法令を遵守し、健全性および効率性の高い、社会に貢献する企業活動を進めることを企業統治の基本としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本証券金融株式会社	8,884,000	6.43
プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド	6,369,000	4.61
株式会社SBI証券	4,483,000	3.24
オリックス株式会社	3,400,323	2.46
松井証券株式会社	1,981,000	1.43
MSIP CLIENT SECURITIES	1,141,000	0.83
カブドットコム証券株式会社	1,068,000	0.77
自社取引先持株会	960,298	0.69
郷相神帝 代表山本寿雄	881,000	0.64
楽天証券株式会社	855,000	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新
--

- 「大株主の状況」は平成27年3月31日現在の株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
- 当社は、自己株式(3,010株)を保有しておりますが、持株比率(上記割合)では自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、親会社や上場子会社を有しておりません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
ドミニク・ヘンダーソン	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ドミニク・ヘンダーソン	○	ベンディゴパートナーズパートナー Bendigo株式会社代表取締役社長 あかつきフィナンシャルグループ株式会社 取締役	証券業界において培ってきた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社において社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。 また、現在とはもとより過去においても人的関係、資本関係、その他利害関係がないため、一般株主と利益相反を生じるおそれはない者と判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画について説明を受け、また、定期的に情報交換や意見交換を行い、会計監査人による監査結果の報告を受ける等、緊密な連携を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名
------------------------	-----

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
築島 秋雄	他の会社の出身者													
市川 祐生	弁護士													
トーマス・R・ゼンゲージ	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
築島 秋雄	○	——	長年にわたり金融界・不動産業界で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に生かし、当社の社外監査役としての職務を遂行して頂けると判断しております。 また証券取引所の規定する一般株主と利益相反のおそれのない社外監査役であると判断し独立役員として届出しております。
市川 祐生	○	株式会社カチタス社外監査役	主に弁護士としての専門的見地から、当社において社外監査役として独立した立場から監査されております。 また、証券取引所の規定する一般株主と利益相反を生じるおそれはない社外監査役と判断し、独立役員に指定しております。
トーマス・R・ゼンゲージ	○	株式会社インベスター・インパクト代表取締役社長	IR・CSRコンサルティング業界における専門的な知識と幅広い経験を有し、外部の視点をもって、当社の社外監査役としての職務を遂行して頂けると判断しております。 また証券取引所の規定する一般株主と利益相反のおそれのない社外監査役であると判断し独立役員として届出しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	4 名
---------	----	-----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	更新	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----	----------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	更新	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	----	---------------------------------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

特になし

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	更新	一部のものだけ個別開示
該当項目に関する補足説明		
会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って開示を行っている。		
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無		なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容		

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役に対して、取締役会に付議する議案等重要事項について、事前に資料配布および必要に応じて、適宜、事業内容等の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、監査、監督等の機能に係る事項は以下のとおりであります。

(1)経営に関する重要事項の審議・意思決定を行う機関として、取締役会を原則として月1回開催しております。また、取締役会への付議事項のほか、業務執行に関する重要事項の審議・決定・報告機関として、社長、常勤取締役、執行役員等が出席する経営会議を、原則として週1回開催しております。

(2)代表取締役は、業務執行状況を定期的に取締役会に報告しております。

(3)取締役の選任は、取締役会が能力・人格・見識などを総合的に勘案して推薦し、株主総会において決定しております。

(4)監査役の選任は、監査役会の同意に基づき、取締役会が能力・人格・見識などを総合的に勘案して推薦し、株主総会において決定しております。

(5)報酬は、株主総会決議による範囲内において、取締役会の決議および監査役の協議により決定しております。

(6)当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査についての監査契約を、2015年3月期事業年度を監査期間として、監査法人ハイベスカスと締結し、監査が実施されました。なお、当該監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はございません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社の取締役3名のうち社外取締役1名からは、その職務経験と幅広い見識のもと経営全般に助言を受けております。また、当社は監査役会設置会社であり、監査役3名はいずれも社外監査役であり、うち1名は長年にわたり金融界・不動産業界において豊富な経験と幅広い見識を有する者、1名は弁護士、1名はIR／CSRコンサルティング業界における専門的な知識を有する者が就任し、それぞれの見地から有効に監査体制の強化を図っております。この体制により業務の適正を確保していると考えているため、現在の体制を採用しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内「決算・IR情報」において、2002年3月期以降の決算短信を掲載しております。なお、その他適時開示につきましても、同ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念において、お客さま・社会・社員・お取引先および株主に対する経営姿勢を明確にしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

○当社は、内部統制システムの構築に関する基本方針を次のとおりとしております。

- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、規範においてコンプライアンスの厳格な実践を規定する。
 - (2)取締役は、取締役会で定められた経営機構および職務分掌に基づいて職務を執行する。
 - (3)取締役は、3カ月に1回以上、職務執行の状況を取締役に報告する。
 - (4)社外取締役を継続しておくことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図る。
 - (5)利益相反取引および非通常の取引については、取締役会において決定し必要に応じ監査役会に報告する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
重要な書類については、社内規程に基づいて、保存年限を定め適切に保存および管理する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)リスク管理規程により、各部門(子会社を含む)における業務上のリスクを、市場リスク、事業リスク、災害リスク等に識別・分析・管理し、総務部は、所管部所からの報告およびモニタリングを通じて管理方法等を統括する。
 - (2)総務部長は、リスク管理に係る情報を、社長および監査役会に定期的かつ必要に応じて報告し、改善等の提案を行う。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)当社および当社グループ全体に影響を及ぼす経営に係わる重要事項については、常勤取締役および執行役員等により構成する経営会議において審議、決定する経営体制をとる。
 - (2)社内規程で職務分掌および職務権限を定め、取締役会で定められた取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制をとる。
- 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、規範においてコンプライアンスの厳格な実践を規定する。
 - (2)業務の適正性を確保するため、コンプライアンスおよびリスク管理の推進を総務部が、内部統制の運用状況のモニタリングを監査室が行う。
 - (3)コンプライアンス研修の実施、コンプライアンスマニュアルの配付等により、使用人が経営理念、社内規程、法令、定款および社会規範等を遵守した行動をとるための指針を明らかにする。
 - (4)外部弁護士と連携したコンプライアンス相談窓口を設置し、使用人が、社内規程、法令・定款および社会規範等に反する行為を発見したときの内部通報制度を構築しており、その適切な運用とコンプライアンス上疑義ある行為の未然防止に努める。
- 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)関連会社管理規程を定め、子会社の取引内容を確認するとともにその経営内容を的確に把握する等、適切に管理を行う。
 - (2)状況に応じて子会社の取締役および監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況につき監視および監督を行う。
 - (3)当社の監査役および内部監査部門は、必要に応じて子会社業務について監査を行う。
 - (4)当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い決定する。
- 監査役を補助すべき使用人に関する事項
監査役は、その職務の執行のために必要がある場合は、監査室に所属する使用人に調査を委嘱し、報告を求めることができる。
- 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査室に所属する重要な使用人の任免異動等については、監査役会の意見を尊重して行うものとし、その独立性および監査役の指示の実効性の確保に努める。
- 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1)当社および子会社の取締役および使用人は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反および不正の行為の事実または会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
 - (2)コンプライアンス相談窓口を利用して行われた通報の内容が、業務または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるときは、遅滞なくその事実を監査役会に報告することとする。
 - (3)当社および子会社の法令違反行為や不正行為に関する通報を行った者が、当該通報をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
 - (4)当社および子会社の取締役および使用人は、監査役会から業務執行状況の報告を求められた場合は、速やかに報告を行う。
- その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)常勤監査役は、経営会議およびその他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。また、重要な議事録、稟議書を都度監査役に回覧する。
 - (2)当社および子会社の取締役および使用人は、監査役会に対し、毎月の事業の状況および四半期ごとの決算の状況を必要に応じ報告し、また、聴取を受ける。
 - (3)コンプライアンス相談窓口を利用して行う通報の内容が、会計・会計の内部統制・監査に関連する事項の場合は、直接、監査役に対し通報することができる。
 - (4)監査室長は、監査役会に対し、内部監査計画および監査実施結果を報告する。
 - (5)監査役会は、会計監査人から監査計画の説明を受け、また、必要に応じ監査実施状況の聴取を行うこととしている。
 - (6)監査役がその職務の執行について生じる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制
 - (1)当社および子会社は反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力排除に向け「役職員行動倫理規範」および「コンプライアンスマニュアル」を指針とし、それらを役員および従業員に周知徹底する。
 - (2)反社会的勢力に関する対応については、警察当局および外部機関との密な連携を図り不測の事態に備える体制を整えることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

(1)基本的な考え方

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断し、企業として毅然とした対応をとることとしております。

(2)整備状況

企業行動憲章、役職員行動倫理規範、内部統制システムの構築に関する基本方針、コンプライアンス・マニュアル等の社内規程を定め、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にしております。

このうち、コンプライアンス・マニュアルにおいては、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体ならびにその関連企業等とは一切関係をもたない旨を明記し、同マニュアルを全役職員に配布し、社内啓蒙に努めております。

また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)に加入して、同会が開催する研修等に参加し、関係情報の収集等に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、経営理念ならびに役職員行動倫理規範等において、すべてのステークホルダーの信頼に応えるために会社情報の開示を積極的に行うことを規定しております。また、会社情報の発表に関する規程に基づき、情報管理責任者（総務部担当役員）に様々な会社情報を集積することとし、会社情報の適時適切な開示に資するための審査機関として常勤取締役、常勤監査役で組織する開示委員会をしております。

2. 適時開示の方法

会社情報の適時開示は、東京証券取引所の「適時開示情報システム（TDnet）」において開示したうえで、すみやかに報道機関への発表ならびに当社ホームページへの掲載を行っております。また、金融商品取引法に基づく決算・財務情報などの法定開示事項についても、審議を経て関東財務局へ提出し、公衆の閲覧に供されております。